

会 議 記 録

会議名称	杉並区子ども・子育て会議（平成26年度第1回）	
日時	平成26年5月19日（月）19時00分～21時00分	
場所	杉並区役所中棟6階 第4会議室	
出席者	委員名	市瀬委員、今井委員、木野内委員、福山委員、安藤委員、伊藤委員、上田委員、小俣委員、澤津委員、柴田委員、菅原委員、平林委員、貝塚委員、中里委員、荒川委員、藤原委員、矢作委員、
	事務局	子ども家庭担当部長、子育て支援課長、子ども家庭支援担当課長、保育課長、保育施設担当課長、児童青少年課長、障害者施策課長、杉並福祉事務所高円寺事務所担当課長
傍聴者数	9名	
配付資料等	<p>資料1 第1回席次表・事務局名簿</p> <p>資料2 - 1 地域型保育事業の設備及び運営に関する区基準（素案）について</p> <p>資料2 - 2 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する国基準（厚生労働省令）</p> <p>資料3 - 1 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する区基準（素案）</p> <p>資料3 - 2 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する国基準（内閣府令）</p> <p>資料4 保育の必要性の認定に関する区基準（素案）について</p> <p>資料5 - 1 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）の設備及び運営に関する区基準（素案）について</p> <p>資料5 - 2 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）の設備及び運営に関する国基準（厚生労働省令）</p> <p>資料6 国の手引きに基づく「保育・教育」に係る量の見込みの補正について</p> <p>資料7 国の手引きに基づく「地域子ども・子育て支援事業」に係る量の見込みの補正について</p> <p>資料8 今後の想定スケジュール（案）</p>	
会議次第	<p>1 開会</p> <p>2 議題</p> <p>（1）地域型保育事業等に関する区基準（素案）について</p> <p>（2）子ども・子育て支援事業計画における事業量見込みの補正について</p> <p>（3）今後の想定スケジュールについて</p> <p>（4）その他</p>	
子育て支援課長	<p>定刻となりましたので、これから平成26年度第1回子ども・子育て会議を開会いたします。</p> <p>最初に、子ども家庭担当部長からご挨拶がございます。</p>	
子ども家庭担当部長	<p>皆様、こんばんは。子ども家庭担当部長の徳嵩です。本日もどうぞよろしく願い申し上げます。</p> <p>さて、前回の会議は本年3月17日に開催して、ニーズ調査を踏まえた</p>	

	<p>事業の見込み量についてと、今後、区が新しい事務処理基準として策定する必要がある基準について、さまざまご意見をいただきました。</p> <p>本日は、こうした経過を踏まえて、大きく3つのテーマでご議論いただきたいと思っています。1つは、新制度に基づく地域型保育事業の認可基準など、区が定める基準の素案をまとめましたので、これをご説明申し上げ、忌憚のないご意見をいただきたいというのが1つです。</p> <p>2つ目は、今後の事業量の見込みについて、前回の会議で全体的に実態に即した補正が必要との共通認識が示されたを受け、現時点での補正の考え方を整理いたしましたので、そのあたりのご議論いただきたいというのが2つ目です。</p> <p>3つ目は、この間の国における検討の遅れ等を踏まえて、今後のスケジュールを若干変更したいと存じますので、変更後のスケジュール案についてご了解いただいた上で、次回以降進めていきたいと思ひます。</p> <p>お忙しい中ですが、以上につきまして、建設的なご意見を賜ることができまふように、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。</p>
子育て支援課長	<p>では、会議に先立ちまして、この4月の人事異動に伴いまして新たに事務局となった職員のご紹介をさせていただきますと思ひます。</p> <p>資料1の裏面に名簿がございます。</p> <p>私、子育て支援課長の阿出川でございます。よろしくお願ひします。</p> <p>また、名簿の9番に杉並保健所高井戸・和泉保健センター担当課長の平林がおりますが、本日は所用のため欠席しております。</p> <p>また、そのほかに、名簿には記載しておりませんが、4月から新たに新制度の準備担当係が設置されてございます。そちらの担当係長の倉島でございます。</p>
新制度準備担当係長	<p>新制度準備担当の倉島と申します。よろしくお願ひいたします。</p>
子育て支援課長	<p>そのほかに、新制度担当を担う職員も同席しておりますので、皆さんよろしくお願ひいたします。</p> <p>本日、欠席の委員につきましては、吉田委員から欠席の連絡を受けております。本日会議に出席されている委員は17名で、会議の定足数を満たしていることを報告させていただきます。</p> <p>次に、会議資料の確認でございますが、本日の資料は資料1から8まででございます。申しわけございませんが、席上の資料は、資料2-1、「地域型保育事業の設備及び運営に関する区基準(素案)についての正誤表」、そして、資料6は右上に「差替版」と書いてございます。その部分は資料の差替えをお願いしたいと思ひております。そのほか、参考資料としまして、第2回の会議で使用しました資料を添付してございますので、区基準案や見込み量の補正の審議に当たって参考にしていただけたらと思ひます。</p> <p>時間の関係もあり、ここで資料の説明はいたしません。報告の都度資料をお示しいたしますので、不足などがございましたら手を挙げていただけたらと思ひます。</p> <p>それでは、会長に司会進行をお願いしたいと思ひます。</p>
会長	<p>ありがとうございました。それでは、早速議題に入りたいと思ひます。</p> <p>いよいよ27年4月の新制度のスタートまで、もう1年を切りました。本日も、今事務局からありましたように、非常に重要な保育の質などに関する基準の問題、また、事業の見込み量の補正についてでございます。また活発なご意見を頂戴したいと思ひますので、よろしくお願ひいたし</p>

	<p>ます。</p> <p>それでは、早速でございますが、議題の(1)、国基準を踏まえた「地域型保育事業等に関する区基準（素案）」について、4つの区基準について一括して事務局からご説明を願いたいと思います。</p> <p>それでは、事務局、よろしく願いいたします。</p>
<p>子育て支援課長</p>	<p>子育て支援課長から、「地域型保育事業等に関する区基準（素案）」についてご説明させていただきます。</p> <p>地域型保育事業でございますが、前回説明した資料を参考資料2として改めてお配りしておりますが、これにありますとおり、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型事業の4つの事業が対象となっております。</p> <p>では、資料2 - 1をごらんください。</p> <p>まず、資料の見方ですが、左側から整理番号、項目、従うべき基準が参酌すべき基準か、国基準の内容、これに対応した区基準（素案）の内容、区基準（素案）の考え方についてそれぞれ記載しております。</p> <p>この区基準（素案）の策定に当たっての考え方ですが、全体を通して国の定める基準を基本としておりますが、現行の区の類似事業において、職員の資格要件や安全基準が国の基準を上回っているものについては、保育の質や施設運営の安全性を確保する観点から国基準を上回る基準としておりますので、そういった箇所を中心に説明申し上げます。</p> <p>また、本日は時間の都合上使用しませんが、国基準の本文として資料2 - 2を用意しておりますので、後ほどご参照ください。</p> <p>では、2 - 1を使って説明をさせていただきます。</p> <p>1ページの1、「各事業共通の項目」についてでございます。こちらにつきましても、1の「基準の目的」から15の「苦情対応」まで、国の基準のとおり定めるべきものと考えてございます。</p> <p>1枚おめくりいただきまして、2の「家庭的保育事業」についてでございます。</p> <p>17の「資格要件」についてですが、国の基準では家庭的保育者の資格要件の1つとして、「区の研修を終了し、保育士又は同等以上の経験・知識を有すると区長が認めた者」とあります。区の基準（案）では、保育士等の資格に加え、「育児経験又は3年以上の保育経験を有する者」として、国の基準を上回る素案としております。これに関する区の考え方ですが、現実的には資格取得後すぐに家庭的保育者として従事することは難しいとの考えから、現行の類似事業である家庭福祉員制度の基準と同様の基準とし、保育の質を確保してまいりたいと存じます。</p> <p>なお、家庭的保育者につきましては、この家庭的保育事業のほか、小規模事業C型等居宅訪問型保育事業でも同様に資格要件を定めることとされています。そのため、17で規定した家庭的保育者の資格要件が、小規模事業C型に従事する家庭的保育者の資格要件の基準である4ページの26と、居宅訪問型保育事業における家庭的保育者の資格要件の基準である6ページの37も同様の基準となっております。</p> <p>では、2ページに戻っていただきまして、18の「職員数」についてでございます。</p> <p>国基準では、家庭的保育者1人が保育する乳幼児を3人、家庭的保育補助者がいる場合には2人に対して5人としておりますが、区の基準（素案）としては、保育室を2階以上に設ける場合は、家庭的保育者1人に対して乳幼児2人、家庭的保育補助者がいる場合は2人に対して4人と</p>

し、国基準を上回った基準としています。こちらについては、類似事業の家庭福祉員制度の基準に基づき、災害や事故に対して安全性を確保する理由からでございます。

19の「設備基準」ですが、国基準では9.9㎡以上の専用保育室を設けることとしておりますが、区の基準（素案）では国の基準に加えて、2方向の避難経路を確保することを義務づけることとし、国基準を上回った基準としております。こちらについては、建築基準法等の規定で100㎡を超える保育所には2方向の避難経路の確保が規定されていることを考慮しまして、100㎡未満であったとしても、災害や事故に対して安全性を確保する必要があると判断したものでございます。

20の「耐火基準」についてです。国基準では特に耐火基準を求めておりませんが、区の基準（素案）では、保育室を2階以上に設ける場合は耐火又は準耐火の建物とすることを加えてございます。こちら、災害や事故に対して安全性を確保する必要があると考えてございます。

ナンバー21から次ページのナンバー24までの項目については、国基準のとおりとしています。

次に、4ページにお進みください。

6名以上19名以下の小規模保育事業についてでございます。ここでは、記載のとおりA型、B型、C型の3つの類型について定めてございます。

25の「配置職員」ですが、国の基準では施設長の配置については定められておりませんが、区の基準におきましては施設長の重要性を踏まえ、A型、B型について常勤の施設長を配置することとしております。また、B型の保育士割合につきましても、国の基準では2分の1以上としておりますが、区の基準（素案）では5分の3以上とし、国の基準を上回った基準としています。この点は、現行の類似事業であります東京スマート保育の基準に基づいており、保育の質を確保するためでございます。

26の「資格要件」ですが、こちらは資料に誤りがありましたので、正誤表をご用意しておりますので、そちらとあわせてごらんください。

国の基準には施設長の定めがありませんが、区の基準についてはA型、B型に施設長の要件を加えてございます。資格要件については、保育士であり、かつ保育業務に連続して6年以上の勤務経験を有することとしております。こちらの考え方につきましても、現行の類似事業の基準に基づき保育の質を確保するためでございます。また、C型については、先ほど家庭的保育事業のところの説明したとおり、家庭的保育者が従事しますので、資格要件の区の基準については、先ほどの17の家庭的保育者の「資格要件」と同様に、国の基準を上回った基準としております。

続いて、27の「職員数」です。国の基準では、C型の家庭的保育者1名に対して乳幼児3名、家庭的保育補助者がいる場合には2名に対して乳幼児5名でございますが、区の基準（素案）では、保育室を2階以上に設ける場合には家庭的保育者1名に対して乳幼児2名、家庭的保育補助者がいる場合には2名に対して乳幼児4名とし、国基準を上回った基準としております。こちらの考え方ですが、小規模保育事業C型の事業体系は、家庭的保育者が複数人集まって別々に区切られた専用居室で家庭的保育事業を行うことを想定していることから、類似事業である家庭的保育事業についての区基準の案を準用することが適当であると考えてございます。

1枚めくっていただいて、28の「設備基準」についてです。国の基準では、乳児室や保育室、調理設備等について定めております。区の基準

	<p>(素案)は、A型、B型については国基準のとおりですが、C型については乳児室や保育室等の設備基準に加え、2方向の避難経路を確保することとし、国基準を上回った基準としております。こちらにつきましても、類似事業であります家庭的保育事業について区が定めた基準(素案)を準用しております。</p> <p>29の「耐火基準」でございます。国の基準では保育室を2階以上に設ける場合には耐火又は準耐火の建築物とすることとしていますが、区基準(案)ではA型、B型については、保育室を1階に設ける場合であっても耐火又は準耐火の建築物とすることとし、国基準を上回った基準としております。考え方としては、現行の類似事業である東京スマート保育の基準に基づき、災害や事故など不測の事態に対して安全性を確保するためでございます。その他の項目につきましては国基準に従ってございます。</p> <p>次に、1枚めくっていただきまして、6ページ、4の、「居宅訪問型保育事業」、いわゆるベビーシッター事業でございます。基本的には国基準のとおりですが、居宅訪問型保育事業については、家庭的保育事業と同様に家庭的保育者が行うこととされています。そのため、37の「資格要件」は、区の基準(案)につきましては先ほどの17の「家庭的保育者」の「資格要件」と同様になり、国の基準を上回った基準としております。</p> <p>次に、1枚めくっていただきまして、7ページ、5の「事業所内保育事業」でございます。</p> <p>保育所型と小規模型の2つの累計がございまして、44の「配置職員」について、小規模型の保育士割合について国基準では2分の1以上とされているところを、区の基準としては5分の3以上とするとともに、常勤の施設長を配置することとしております。</p> <p>また、45の「資格要件」ですが、先ほどの正誤表をもう一度ごらんください。あわせてご説明させていただきますが、施設長の資格要件については、保育士であり、かつ保育業務に連続して6年以上の勤務経験を有することとし、国基準を上回った基準としております。こちらの考え方ですが、この事業所内保育事業の小規模型の制度設計に当たりましては、国のほうで小規模保育事業A型、B型と整合性を図ることを基本としているため、先ほどご説明いたしました区が定めます小規模保育事業A型、B型の基準と同様の基準を設けているところでございます。</p> <p>1枚めくっていただきまして、49の「耐火基準」でございます。国の基準では、保育室を2階以上に設ける場合には耐火又は準耐火の建築物とすることとしていますが、区の基準(素案)では、小規模型については保育室を1階に設ける場合であっても、耐火又は準耐火の建築物とすることとし、国基準を上回った基準としております。こちらについても、小規模保育事業A型、B型との整合性を図ることを基本とし、災害や事故などの不測の事態に対して安全性を確保するためのものがございます。</p> <p>50から53までは国基準のとおりとしております。</p> <p>私からの説明は以上でございます。</p>
会 長	<p>それでは、続きまして、「特定教育・保育施設」に関してお願いいたします。</p>
保育課長	<p>それでは、保育課長から資料のご説明をさせていただきます。お手元に資料3-1、A3判の資料をご準備ください。</p> <p>この基準は、法律に基づきまして、教育・保育給付を施設または事業</p>

	<p>者が受けるわけですが、その給付を受けるに適している施設または事業者であるかの確認を、区が行うこととなります。基準を条例で定める仕組みになってございまして、これにつきましても国が定めた基準に基づきまして、区として現段階で検討した内容を素案として取りまとめたものでございます。</p> <p>内容についてご説明をさせていただきます。</p> <p>まず、1ページ目、ここは1番として「特定教育・保育施設の運営」となっておりまして、括弧書き、認定こども園、幼稚園、保育所という3つの施設が対象になるものでございます。</p> <p>内容でございますが、1の「利用定員」、また、2から1ページ目の最後の14まで、ここはサービス提供に関する項目としてまとめ、1ページ目をつくっておりますが、区基準の素案としましてはすべて国基準のとおりということで検討をしたところでございます。</p> <p>続きまして、2ページ目をお開きください。</p> <p>2ページ目は、15から28まで項目がございまして、ここは施設や事業者に対しまして管理運営に関する項目としてまとめているものでございますが、国基準に対して区の基準としましては検討した結果、国基準のとおりということで整理をしているところでございます。</p> <p>続きまして、3ページ目をお開きください。</p> <p>ここから、2として「特定地域型保育事業者の運営」ということで、先ほど説明がありました家庭的保育事業以下、区が認可する地域型保育事業についての基準となります。</p> <p>まず、29の「利用定員」の小規模保育事業C型、ここについては国基準で6人以上10人以下、括弧して「5年の経過措置あり」と国の基準には定めがございまして、この経過措置として、6人以上15人以下という経過措置を国の基準で置いておりますが、それも区としましては国の基準どおり整理をしているものでございます。</p> <p>また同様に、項目33のところをご覧ください。「特定教育・保育施設との連携」につきましても、国基準の一番下のところ、「5年間の経過措置あり」と表記してございます。これは連携施設と言っておりますが、この設定を5年間はしないことができるということが国の基準に経過措置として盛り込まれておりまして、区の基準につきましても同様に、国の基準どおりで整理をしたものでございます。</p> <p>続いて、4ページ目をお開きください。</p> <p>40から42は地域型保育事業の基準の続きとなりますが、ここにつきましても国の基準のとおりということで整理をしております。</p> <p>続いて、3番、「過料について」と書いておりまして、これは法律第87条第2項に基づき、区の基準に過料に関する規定を盛り込むことができるとなっております。ここにつきましては、「教育保育施設・事業者等」について過料金額10万円以下というのが法律でございまして、区の考え方としまして、「制度の信頼性・公平性を確保する観点から、不誠実な対応を抑止する必要がある」と考え、この過料につきましても条例に盛り込む考えで整理してございます。過料の対象となる行為につきましては、教育・保育給付に必要な報告、文書等の物件の提出・提示、調査の正当な理由のない拒否や虚偽の報告といったものが対象になってございます。</p> <p>資料3-1につきましては以上でございます。</p>
会 長	ありがとうございました。

	<p>それでは、続きまして、資料4の「保育の必要性の認定に関する区基準」についてご説明をお願いいたします。</p>
保育課長	<p>続きまして、保育課長からご説明をさせていただきます。 お手元に、資料4というA3判の資料をご用意ください。 「保育の必要性の認定に関する区基準」は、今後、保育園・幼稚園・認定こども園などを利用する場合に、利用しようとする保護者の方が区に対して申請をして、認定を受けるというものでございまして、その基準を定めるものでございますが、この基準につきましては、現段階で国の基準がまだ示されておられません。ですので、この内容につきましては、これまでに国の子ども・子育て会議で議論されている内容を踏まえまして、現段階における素案として整理をしているものでございます。国の基準につきましては、6月以降、順次示される予定と聞いておりますが、今の時点では基準として制定はされてございません。 内容でございますが、3つに整理をしています。 1番目は「保育の必要性の事由」で、今、国の基準(案)は、この表の中に書いてありますとおり、番から番まで考えられておりますが、これにつきましては、現在の区の保育の入所基準と照らし合わせて遜色ないということで、国基準(案)のとおりと考えているところでございます。 次に、2番目の「区分」でございます。ここは2つ、保育標準時間は1日11時間までの保育が必要、また、保育短時間は1日8時間までと定められておまして、この国の基準に対し、区の基準(案)では、まず、国基準(案)のとおりなんです、保育短時間の1か月当たりの就労時間の下限が、国の基準では「48時間から64時間」という幅がありますので、区の基準(素案)ではここを48時間と決めるものでございます。この考え方としましては、フルタイム勤務である保育標準時間の半分程度の勤務状況、括弧書きで「4時間×12日」と書いてありますが、これを下限時間と捉えまして、区の現在の基準とも一致する月当たり48時間と設定したものでございます。 続いて、3番目の「優先利用」でございますが、ここも番から番までの国の基準に対しまして、区の基準も国の基準(案)のとおりということで整理をしております。 また、下に「過料について」という記載がございます。先ほどの事業者に対するものと同様に、保護者に対しましても、「過料の対象となる行為」に記載のとおりでございますが、その行為に対して過料金額10万円以下を科することができる旨が規定されておまして、区の考え方は先ほどと同様、信頼性・公平性の確保、また、不誠実な対応を抑止するために設けるものでございます。 資料の説明は以上です。</p>
会長	<p>ありがとうございました。 それでは、最後に、資料5-1の説明をお願いいたします。</p>
児童青少年課長	<p>それでは、資料5-1をご用意いただきたいと思っております。A3の縦のものになります。「放課後児童健全育成事業(学童クラブ)の設備及び運営に関する区基準(素案)」について、児童青少年課長からご説明をさせていただきます。 こちらのほうも他の資料と同様に、項目分け、それぞれ整理ナンバーから国基準、区基準、区基準の考え方としてございます。省令等で示している国基準に従いまして、区基準としてもおおむね国基準のとおりで</p>

	<p>運営の基準（素案）としてございます。</p> <p>おめくりいただきまして、2ページ目でございますけれども、この中でナンバー19、「開所日数・開所時間」のところでございます。国基準におきましては、原則1年につき250日以上としてございます。現在、区の学童クラブ、また、区が補助している2カ所の民間学童クラブにつきましては、年末年始、また日曜と祝祭日を除く日は運営をしてございます。250日以上の場合、基本的に土曜日の運営が除かれるような計算になるかと思っております。ここは、区の学童クラブは土曜日の運営をしてございますので、実質的な運営はおおむね290日前後となります。ここはカレンダーの都合とかもございまして、290日を割る場合も年によってはございます。ということで、今回、開所日数は、区基準は1年につき280日以上とし、国基準を上回る基準とさせていただいたところでございます。</p> <p>残りの内容につきましては、国基準のとおりとしてございます。</p> <p>私からは以上でございます。</p>
会 長	<p>ありがとうございました。たくさんの資料のご説明でしたが、ここから後の質疑応答につきましては1つずつ進めさせていただきたいと思っております。</p> <p>まず、1の「地域型保育事業の設備及び運営に関する区基準（素案）」について、ご質問、ご意見等をお受けしたいと思っておりますので、挙手をお願いいたします。いかがでしょうか。資料2-1でございます。資料2-1の「地域型保育事業の設備及び運営に関する区基準」に限定して意見交換をしたいと思っております。</p>
委 員	<p>この地域型保育事業の「事業者の一般原則」について、認可保育園の場合は杉並区の暴力団排除措置要綱が適用されておりますけれども、この地域型保育事業については暴力団のことについて触れていないわけです。今、全国的に、特に認可外の保育園等については株式会社立の保育園の進出等が多くて、今後、暴力団にかかわる事項も大分出てくるのではないかと懸念されますので、ぜひこの辺のこともこの「事業者の一般原則」等に入れていただきたいと思います。</p>
保育課長	<p>今、暴力団の排除の基準を置いているということも引き合いに出されてご意見をいただきました。現在、小規模保育所、東京スマート保育の事業者の募集、また、認可保育所につきましても、区のほうで募集する際には、お話がありましたとおり、暴力団は参加資格なしということで基準を置いております。</p> <p>今回の区基準を検討するに当たりまして、そうした暴力団の排除の規定を盛り込もうとされている自治体もあるのは承知しているところですが、ここで暴力団の排除の規定をこの基準の中に盛り込むのが妥当なのかどうか。区は暴力団の排除条例というものを別に持っておりますので、そうした規定との整理もしていく必要があるかなと考えておりまして、今後、今いただきましたご意見を踏まえまして、さらに検討を進めたいと考えております。</p>
子ども家庭 担当部長	<p>今、保育課長がお話しさせていただいたとおりなんですけれども、基本的には今のご意見の趣旨は、子どもがこれまでの保育施設整備・運営事業者の公募要項でも盛り込んでいる内容でもございまして、基本的には今のご意見を踏まえてきちっと検討していきたいと考えてございます。</p>

会 長	<p>ありがとうございました。 それでは、ほかにいかがでしょうか。</p>
委 員	<p>ちょっと質問なんですけれども、4ページの「小規模型保育事業」の「職員数」のところ、A型とB型は、保育士数は「次の人数の合計に1を加えた数以上とする」と書いてありますよね。それで、家庭的保育者のところには、「1人に対し利用乳幼児3人」と一番上に書いてあるんですけども、これは家庭的保育者は1人で3人、そのほかにどなたもいなくていいということなんですか。もしそういうことになると、通常、認可外でも1人に対して常勤が2人いなければいけないという基準がありますよね。この1人の方が例えば何かあったときに、そういう場合、どういう対応をするのかなと思って質問をさせていただきました。</p>
保育課長	<p>考え方を答えさせていただきます。ご意見のありましたとおり、現在の家庭福祉員の制度でも家庭福祉員が1人の状態をずっと続けているわけではございませんで、短時間の補助者をつけられるような仕組みにしております。今後、家庭的保育事業につきましても、同様な仕組みが公定価格上の加算というところでも議論されておまして、そうしたところで補助者を配置する場合の給付の費用上のメリットを見ていくということも考えられておりますので、今後国の基準の定め方のところをきちんと見ていきたいと思っております。</p> <p>このA型とB型について1人を加えた数としているのは、やはりこの配置基準だけではローテーションが回っていかないということもありますので、配置基準の上にさらに1人加えるという考え方でやっているものでございます。</p>
委 員	<p>あと、保育資格の「資格要件」のところなんですけれども、すごく杉並区では手厚いようにされていると思います。この経験は経験なんですけれども、年齢に関しては何も書いていないんですね。やはり保育という仕事はかなり動きがある仕事ですので、0歳で寝ていらっしゃる方ばかりではありません。そうなってくると、連続して6年以上の経験があったとしても、体が動くかどうかとか、もちろん精神的な面やフォローする面ではベテランかもしれませんけれども、そういうところの基準はないんでしょうかということをお願いします。</p>
委 員	<p>実際に私、グループで家庭的保育をやっている者でございます。年齢制限は65歳と決められております。資格に関しても、大体ほとんどの者が保育士の資格を持っております。</p> <p>あと、60歳で、次年度から区のほうに「健康です」、「あと1年どうぞ」ということで1年ごとに契約更新をします。一応60歳で契約更新になります。</p>
会 長	<p>課長のほうから補足はありますか。</p>
保育課長	<p>今お話しいただいたとおり、家庭福祉員制度は62歳という基準を置きまして、ただ、65歳まで延長することができるという基準になっています。この新しい制度の基準といたしまして、年齢で線を引いて画一的に見るべきかどうかといったところを区のほうでも考えました。やはりそういうものではないんじゃないかということで、適切な保育が提供できるというところをきちんと見るべきであって、年齢で一律に線を引くべきではないということから、今回の家庭的保育、またそれ以外の事業につきましても、年齢による資格制限の基準は盛り込まないということで考えたものでございます。</p>

委員	施設長に関してはいかがでしょうか。これも決まっているのでしょうか。
保育課長	はい。同様に考えたところでございます。
会長	今のことにつきまして、さらに何かご意見がおありの方はいらっしゃいますでしょうか。 では、ご意見を踏まえて更に検討していただくということで、事務局にお願いしたいと思います。 ほか、いかがでしょうか。資料2 - 1に關しましてのご意見はございますでしょうか。 もしよろしければ、先に進めさせていただきたいと思います。
子ども家庭担当部長	1点、先ほどの説明に加えて、資料2 - 1の4ページのところを見ていただきますと、先ほど担当課長から説明申し上げましたけれども、例えば25番のところ。国はA型、B型といういわゆる施設の形態で保育をやる場合に、特に施設長については別に常勤・専任で置かなくていいことになっています。しかし、各施設の施設長については職場全体の管理、保育スタッフの育成、あるいは近隣との良好な関係を築くためのさまざまな取り組みなど重要な役割を担っていることから、このように定める必要があると考えています。 また、同じく、B型の保育士の割合も、やはり安心してお子様をお預けいただくための保育環境を確保する観点から、現行の類似の基準を踏まえた基準としたいと考えています。 このあたりについては、多様な事業者が参入しやすい環境づくりと保育の質や安全性との調和をいかに図るかという問題であります。区としては、現時点で後者に重きを置いた事業としています。 こうした区の考え方に対して忌憚のないご意見を賜れば、それも踏まえて最終的にまた調整してまいりたいと考えているところでございます。
会長	いかがでしょうか。何かご意見はございますでしょうか。
委員	配置基準がこうやって決まっているのはいいんですけども、実際にその中身で、例えば乳児さんであれば突然死があるといったことでの対策で、実際、20分ごとにちゃんと見ているとか、もちろんそういうことをやられていると思うんです。認可外、認可、家庭保育、グループ、どこでも同じようにそういったことが担保されていることが保育の質と安全じゃないかなと思うので、ぜひそういったところを区としても参酌してもらいたい、行ってもらいたいと思うので、伝えておきます。
保育課長	実はその次の確認に関する基準のところ、実際に事業者の方や、施設の運営に関するところに入ってまいります。そこに関連するわけですが、当然、今お話もありましたように、そうした保育中の事故がないように施設・事業者は運営をしなければならない。また、区のほうもこの基準に適合しているかどうかをきちんと確認をして、指導・監督もしてまいりますので、そういったことが起こらないように、事故防止の取り組みを今後進めていくことになっているところでございます。
会長	ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、また後で時間がありましたら、ご意見をいただきたいと思います。 それでは、先に進めさせていただきまして、資料3 - 1に移らせていただきます。「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する区基準」ということで、認定こども園、幼稚園、保育所といったところ

	<p>ろの素案でございます。これに関してのご意見をお願いいたします。</p> <p>いかがでしょうか。経過措置のこととか、若干わかりにくいところもあったかと思しますので、もしさらにご説明をとということであれば、ご意見をいただきたいと思います。</p> <p>事務局から何か補足はございますか。おおむね国の基準どおりというところが多くなっておりますけれども、いかがでしょうか。</p>
保育課長	<p>先ほどの説明の中では触れていなかったので、補足させていただきます。</p> <p>この基準は、新たに認可を受けた施設に対しての基準になります。現在あります認可保育所や認定こども園、幼稚園、幼稚園の場合にはいろいろな選択肢がありますが、基本的に現在あるものにつきましては、法律上、みなし規定が適用されますので、すべての施設が来年の4月に向けてこの基準の確認を受けるのではないということが先ほどのご説明で漏れたところになります。</p> <p>ただし、1の1にある定員につきましては区分を設定していただく必要があります。ここだけは、事業計画で定める今後の保育サービスの見込み量、そして確保策にもかかわってまいりますので、後ほど議論していただきますが、定員については既存施設につきましても設定をしていただくことになっているということをご説明させていただきます。</p>
会 長	<p>ありがとうございます。いかがでしょうか、3-1につきまして。特に今はないということでしたら、また戻りたいと思います。</p> <p>それでは、次の「保育の必要性の認定に関する区基準」ということで、資料4でございます。1枚の資料でございますが、保育の必要性の認定に関する素案について、ご意見、ご質問、また補足の説明が必要なことがありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。</p> <p>まだ国の基準が提示されていないということで、6月以降にまた違ったものが出てくる可能性があるんですけども、今のところの素案につきましてご意見がありましたら、ぜひお願いいたします。</p>
委 員	<p>この国の基準、区の基準は、保育の必要性に関して今回新しく挙がっている基準はありますか。今までと違って、新しく挙がっている部分とか、改定された部分はありますか。教えてください。</p>
保育課長	<p>これまでは、児童福祉法の中で保育に欠ける状態というものを国が政令で定めていまして、それに基づいて区が条例を制定しております。これは、机上配付しました前回の資料にある参考資料の5をごらんいただきたいと思います。お手元に配布しました参考資料5をお開きください。</p> <p>A4の表紙を1枚めくっていただきますと、A3判で、「3 国基準(案)と区の現状について」として、「(1)事由」というところがあります。「国基準案、(対応方針案)」というところが縦に から まで並んでいます。それに対しまして、右側の「区の現状」ということで、それぞれ から までは、今、保育の実施の基準として定めがあるものがございます。 から のところは、今の区の条例では「区長が認める前各号に類する状態にあること」ということになっておりまして、今回、基準としては新たに から の部分が追加になる部分と見ることもできますが、実態としては、こうした 求職活動から の育休のところまでは、保育の入所を選考する中では「保育に欠ける」と捉えて、入所の要件として対応しているものでございます。</p> <p>それから、区分や優先利用は今の基準としては設定がありません。「(2)区分」という基準はありませんが、保育標準時間である11時間は、</p>

	現在の保育所の開所時間を 11 時間としているところであり、保育短時間の 8 時間は、保育所の保育時間を原則 8 時間として定めているものと同じになっています。また、「(3) 優先利用」のところは、入所の選考を行う中では加点や減点を適用しておりますので、ここにある項目については区の現状に書いてありますように、調整指数に加点ありとか、または同一指数だったときに優先順位の判定で見るとか、そのような区分を適用しているものでございます。
会 長	ありがとうございます。優先利用に関して減点はないですね。基本的に加点ですね。
保育課長	失礼しました。そのとおりです。
会 長	いかがでしょうか。よろしいでしょうか。 それでは、次のところに質疑を進めさせていただきたいと思います。 資料 5 - 1、学童クラブについての素案につきましていかがでしょうか。5 - 1、放課後児童健全育成、これもおおむね区基準が多くなっておりますけれども、開所日数について杉並区は土曜日を考慮しているというご説明がございました。いかがでしょうか。
委 員	特に全体的にご説明いただいたところは国基準のとおりということなんですけれども、学童クラブは児童館利用が現状としては多いかなとは思っているんです。8 番の「設備・施設」の丸ポチの 3 番目、「専用区画の面積」に関して、区基準としては国基準のとおりということなんですけれども、正確かどうかわかりませんが、以前伺っていた話では、杉並区の基準は国の基準よりも割と豊かに決められているというお話を児童館とかいろんな施設、児童館の数でもそうでしたが、伺っております。新しく考えていただくときに、現在の 1 人当たりの広さと今後新しく決められる広さ、あと職員の数ですね。以前も質問させていただいたと思うんですが、この現行と国基準は差があるのでしょうか。それは、現状だと、今の状態より減るのでしょうか。その辺のところをお伺いしたいなと思います。
児童青少年課長	まず、8 番目の設備のところ、おおむね 1.65 m ² というのが今現在の学童クラブの運営要綱で定めている 1 人当たり面積と同じになっています。ここが専用の諸室になっていますが、「専用区画」という言葉が入っています。これが児童館の中でも「学童クラブ室」と呼んでいる部屋になります。児童館を併用している場合には、児童館の諸室も学童クラブの附属する部屋として活用する場合がございますので、ここは「専用区画」という解釈をしています。 もう一つ、職員の配置ですけれども、今現在行っている規模に対しての配置人数、常勤職員も含めた職員の配置は、この基準を若干上回っている形になります。というのは、これは特別支援児童ですとか、特別な配慮が必要な子どもたちがいたりしますので、そうした場合での加配等がありますので、これに加えて必要な配置を行っております。ただ、おおむね預かっている子どもたちの人数に対しての配置に関しては、この基準とほぼ同等の内容で今行っております。
委 員	続けてそれに関連して、今この素案に挙がっているものは、新しくこれからつくられるなり、編成されるものについてだと思っておりますけれども、現在移行中の例えば児童館を利用している学童であるとか、そういったことは現行のままになっていくのかなと思っております。新しいものはもちろんここで決めていくということはあるんですが、現状はどのよ

	うになっていくのかは、施設再編のほうなのでこちらと関係ないことなのかもしれないのですけれども、学童に通う子どもたちの状況としては同じことなので、2つ考え方があって、こっちはこっち、こっちはこっちと別々になっていってしまったらちょっとどうかなと親としても思います。ここの資料の中のご説明とは直接関係ないかもしれないのですが、今後のお考えをちょっとお聞かせ願えたらありがたいかなと思います。
児童青少年課長	こちらに関しましては、今後ということだけではなくて、今現在ある学童クラブについても適用になります。現在の学童クラブについても、1人当たりおおむね1.65㎡の枠組みの中で専用区画等を設けてきていますので、これから先もそれと同じ、既存のものについても同等です。新しくつくるものについては、この基準をもとにして整備を図っていくという考え方です。
会長	では、ほかにいかがでしょうか。
委員	この学童クラブに関しては、今ちょっとお話に出てきましたが、5年後には学校の中に入ってくるころが多くて、施設再編計画の一部ということもあるんですけれども、それについては、今の児童館がほぼなくなっていく中でこの基準になっていくということによろしいんですね。
児童青少年課長	学童クラブの整備に関しては、施設再編の中では3カ所が予定されていますけれども、この基準にのっとっての整備ということになります。
委員	現在進んでいるのは3カ所と伺っています。それ以降、まだ決定ではないけれども、順次児童館がなくなって、学童クラブは小学校の中に入っていくんだという話がありますけれども、これはこの基準に従って進めていくということでもいいでしょうか。
児童青少年課長	学童クラブの整備に関しては、これを条例等で定めてまいりますので、この基準にのっとっての整備を今後図っていくという考え方です。
委員	では、続いて、それらの学校の中に児童館が入ってくるとなったときに、親として私たちが心配しているのが、児童館という別の施設があったときは変わって、学校の中に入ってくるので、子どもたちがずっと小学校の中に居続けなくてはいけない。ある意味、小学生が残業をしているような状況になっては気の毒だなという話はあちこちで聞きました。そんなこともあるので、1つ入り口を変えるなんていうことを課長からも以前お話を聞きましたし、そういったこの基準にはない配慮を今後も検討していただきたいんですが、それらのことについてどのようにお考えでしょうか。
児童青少年課長	あくまでもここは基準の部分なので、今後も整備に当たっては、今までもそうですが、入り口ですとか、中の内装部分ですとか、そうしたところで配慮はしてきています。生活のスイッチが変わるというのか、「ただいま」「おかえり」の関係ができるような、そういった環境整備を図っていらっしゃるので、これからもそれはやっていこうという進め方をしております。ここはあくまで国の基準に従ってどういう内容でいくかということなので、そうした配慮は今後も引き続き行ってまいります。
子ども家庭担当部長	少し補足させてください。本年3月に策定した施設再編整備計画における児童館再編の考え方は、児童館そのものが小学校に丸ごと入ることではありません。児童館はご案内のとおり、0歳から18歳までを対象として、この間さまざま事業を展開し、その充実を図ってきました。しかし、乳幼児親子や学童クラブの需要が増加する中で、1つの限られた施設で全ての事業をニーズの変化に合わせて充実させていくのは限界

	<p>があります。このため、学童クラブと学童クラブ利用児童以外の小学生の放課後等居場所事業については、最寄りの小学校を有効活用して、教育委員会と連携しながらより広いフィールドで実施していくこととしたわけです。これによって、今後の需要増に対応した学童クラブスペースの確保や、保護者からの要望に応えた、学童クラブへの行き帰りの安全・安心の確保を図るほか、学童クラブ利用児童と他の小学生との交流機会をつくる等により、一層の健全育成が期待できるといった効果があると考えています。</p>
会 長	<p>ありがとうございました。 それでは、よろしいでしょうか。</p>
委 員	<p>今、保育園のほうから順番にいろいろ伺って、子ども家庭担当部長からもお話がありました。ふやし隊の資料も同送していただいたんですけども、今いろんな声が挙がってきていて、おっしゃるように、これから子どもたちはどんどん育っていくので、学童にも来ると言うんですね。今、小学校1年生ぐらいで、待機児童に入っていないで、何とかひととき保育とかでやって、何とか1年生まで来たというお母さんが実は潜在的にすごく多いです。多分数字に上がってこない数がすごく多い。 そうすると、学童で初めてそういう形で考えている方は本当に多くて、多分今の時期からここに関しては、例えば職員の確保ですとか、いろいろなことがもう出てくるのは見えているので、ぜひ早い段階からいろいろ議論のところを上げていただいて、私たちももちろんそれに対して意見をお伝えして、区と一緒にやっていくような体制をできたら早目に、いろいろと見えてくることとか、杉並らしくできることもあるのかなと思うので、ぜひ今後そのあたりもいろいろとご報告いただければありがたいなと思っています。</p>
菅原会長	<p>ありがとうございます。いかがでしょうか。 それでは、時間がございますので、先に進みたいと思いますが、今いただいたご意見を踏まえまして、事務局のほうで素案に関して必要な修正をしていただきまして、本事業の取りまとめをしていただいた後、今後、パブリックコメントという形で、6月11日ぐらいから1カ月と伺っておりますけれども、そちらの対応を進めていただきたいと思います。 きょうたくさん資料がございまして、事前にお送りさせていただきましたが、私も読むのに精いっぱいというところで、もし事務局のほうでお許しいただければ、1週間ぐらい時間をいただきまして、その間にもしまたお気づきのことをご意見、ご質問等ありましたら、メール、ファクス、お電話等で事務局のほうにお伝えいただきたいと思います。 それでは、素案につきまして何か追加のことがございましたら、また事務局のほうにお願いしたいと思います。 それでは、議題(2)のほうに進めさせていただきたいと思います。(2)の「子ども・子育て支援事業計画における事業量の見込みの補正について」ということで、前回の会議では教育・保育の見込みを中心に、国の手引きに従って算出した見込み量が事務局から示されました。きょうは補足資料のほうに出ておりますが、そうした見込み量と実際の必要量との間に乖離があることが認識されたわけでございますけれども、必要な補正を行うことを会議でも確認いたしました。そうした経過を踏まえまして、事務局のほうで現時点での補正の考え方を整理していただきましたので、資料6、7、また補足資料もお使いいただくとと思いますが、ご説明をお願いしたいと思います。</p>

子育て支援課長	では、私から事業量の補正についてお話をさせていただきます。まず、資料6をごらんになってください。
会 長	「差替版」でございますね。
子育て支援課長	はい。「差替版」です。
会 長	きょう机上に配られました「差替版」のほうをごらんください。
子育て支援課長	<p>「差替版」となっている資料6でございます。</p> <p>こちらは、国の手引きに基づき算出いたしました「保育・教育」に係る量の見込みの補正について、現時点での検討の状況をご説明させていただきます。</p> <p>こちらにつきましては、国の手引きに基づき算出した見込み量について、より実態に即した数値とするため、前回の会議での意見を踏まえまして個別に補正を行ったものでございます。また、新たな区の人口推計が策定中であるため、前回と同様、平成23年の人口推計をもとに見込み量を算出させていただいたところでございます。</p> <p>左側の表の見方でございますが、一番左側が認定の区分でございます。次が利用を想定している施設、次が年齢、次に平成27年度から31年度までの見込み量の推計でございます。また、網かけをしてある数値は補正前の数値で、網かけをしていない数値が補正後のものでございます。</p>
会 長	ちょっと網かけが薄いので、見えないですけども。
子育て支援課長	ちょっと薄いですね。申しわけございません。
会 長	補正前と補正後でございます。
子育て支援課長	<p>では、右のページをご覧ください。今回の補正についての考え方が記載されてございます。</p> <p>まず、「補正1」の「3号認定の量の見込みについての補正の考え方」をご説明させていただきます。</p> <p>3号認定について、国の手引きでは、0歳～2歳のうちから「定期的に利用したい施設・事業として、認可保育所等の保育施設のいずれかを選択した人」の割合から算出していますが、当然にして産休・育休を取得している方も利用意向に含まれるため、実態よりもニーズが高めに算出されると考えられます。</p> <p>そのため、0歳児の母親で、1歳までに職場復帰を希望している人を除いて、「現在、産休・育休を取得している人」を利用意向から除外する補正を行いました。その結果、0歳の平成27年度の見込み量は2,249人から674人に、1歳児は2,096人から1,851人に、2歳児については2,069人から1,827人になり、3号認定全体で2,062人が減少しております。</p> <p>次に、「補正2」の「2号認定の量の見込みについての補正の考え方」についてでございます。</p> <p>2号認定については、幼稚園の利用ニーズが実態に比べて低過ぎるのではないかというご意見を前回の会議でいただいております。国の手引きでは、3歳～5歳児の幼稚園利用希望者については「定期的に利用している施設・事業として幼稚園を選択した人」の割合で算出しており、今後、幼稚園を利用したい方の人数が含まれていないため、結果として幼稚園の見込み量が実態よりも低く出る傾向にあると考えられます。</p> <p>そのため、両親の就労形態としてフルタイムを選択した方々を除いて、「定期的に利用したい施設・事業者として幼稚園を選択した人」を幼稚園</p>

のニーズに加える補正を行いました。その結果、2号認定の幼稚園利用の平成27年度の見込み量は、3歳児は293人から410人に、4歳児は305人から446人に、5歳児は306人から507人になり、2号認定全体で幼稚園利用者が459人増加し、これに伴いまして保育園利用者が同数減少しているところでございます。

その下の「幼稚園利用状況」のグラフをごらんください。これにより、平成27年度の3歳～5歳の人口に対する幼稚園利用の需要率は、補正前が49.6%でございましたが、53.9%に上昇し、25年度、26年度の実績数値であります56.7%、55.4%にほぼ近い数字に近づいてございます。

また、この補正1と補正2によりまして、全体の保育需要率も変化しております。一番下にございます「保育需要の推移(0～5歳)」のグラフをごらんください。

この1と2の補正を行う前の平成27年度の保育需要率は49.7%でございまして、25年度の実績数値であります32.6%や26年度の実績数値の35.1%から大きく乖離していましたが、この補正を行った結果、37.9%となりまして、この間の保育需要の実績に近い見込み量になるのではないかと考えております。

そして、最後に、「補正3」、「保育需要数の伸び率についての補正の考え方」についてでございます。

国の手引きによりまして、各年度の教育・保育の量の見込みに当たっては、ニーズ調査での利用意向率を各年度の推計児童数に掛けて算出するため、27年度から31年度までの5年間の保育需要率が同じ割合で推移していくこととなります。近年は女性の社会進出等を背景として保育需要数が伸びてございまして、期間の経過とともに、国の考え方では見込み量と実態とが乖離することが考えられます。そのため、この間の区の保育需要の実績を踏まえまして、保育需要の伸びを見込んだ補正を今回行いました。

この伸び率でございまして、25年度の保育需要率が32.6%、26年度は35.1%であったことから、この間は2.5%ほどの伸びとなっております。また、27年度は37.9%で、前年の伸び率である2.5%よりも0.3%ふえて、2.8%の伸び率となっております。

こうしたことから、28年度以降の保育需要の伸び率につきましては、平成26年度から27年度の間伸び率の2.8%に0.3%を加えた3.1%と仮定しまして、平成28年度の保育需要率は37.9%に伸び率3.1%を加えた41.0%、平成29年度は41.0%に3.1%を加えた44.1%となります。また、平成30年度、31年度は45%としておりますが、こちらの数値は国が平成22年に策定した子ども・子育てビジョンの中で保育需要のピークを平成29年度の44%としていたことを参考に、45%を上限として調整を図ったところでございます。これによりまして、0歳～5歳までの全体の保育需要率と3歳～5歳の幼稚園ニーズにつきましては、一定程度現実的な補正が図られたのではないかと考えております。

次回の会議までの間に、さらに各歳児別の推移等をより詳細に分析、検討し、また新たな人口推計を適用することを含めまして、本日の意見をもとに一層の精査を進めていく考えでございます。

資料6の説明については以上です。

続いて、資料7の説明もさせていただきます。

「地域子ども・子育て支援事業」につきまして、国の量の見込みの算出のための手引きに即して算出したものをより実態に即した数値となり

	<p>まずよう、現時点での個別の補正を行ったものでございます。</p> <p>こちらの資料の見方でございますが、各事業別に上から事業概要、平成 27 年度から 31 年度までの補正後の見込み量、補正前の見込み量、補正による差、補正前における国の考え方と算出方法、そして、補正後として補正の考え方を記載しております。</p> <p>まず、1つ目の「保育施設における時間外保育」ですが、1年間に 19 時以降の延長保育を必要とする 0 歳～5 歳児の人数の算出方法として、補正前は保育を希望する 0 歳～5 歳児のうち、延長保育を希望する方の割合に基づき算出していました。しかし、この国の手引きによりますと、延長保育を必要としない 19 時以前に帰宅する人も含まれてしまうため、見込み量が実態よりも高くなると考えられます。そのため、帰宅時間が 19 時よりも前と回答している人については除く補正をした結果、27 年度の見込み量は補正前に比べて 101 人減少して、2,900 人となりました。</p> <p>なお、当該事業の 25 年度の実績数値につきましては、前回の会議資料のうち、地域子ども・子育て支援事業の 25 年度における実績数値を抜き出したものを先ほどお配りいたしました参考資料の 6 として添付しております。</p>
<p>会 長</p>	<p>これはお手元で一緒に見ていただいたほうがわかりやすいと思いますので、参考資料の 6 をお探しいただけますでしょうか。机上の補足資料の中にご覧いただけます。この小さい参考資料の 6 でございます。こちらに 25 年の実績数がございますので、あわせてご覧いただければと思います。利用可能人数と実績がございますので、現在のキャパシティがわかると思います。</p>
<p>子育て支援 課長</p>	<p>では、そちらとあわせて参照していただけますようお願いいたします。</p> <p>次に、2の「学童クラブ」と、1枚めくっていただきまして、3の「子どもショートステイ」につきましては、現時点では特に補正は行ってはおりません。</p> <p>続きまして、4の「地域子育て拠点事業」でございますが、1年間の地域子育て拠点事業を利用する子どもの延べ人数として、補正前は0歳～2歳児のすべての家庭類型で「利用したことがある」、または「今後利用したい」とした回答割合に利用希望日数と推計人口を掛けて算出しております。しかし、この国の手引きによりますと、「平日に保育園を利用している親子」も含まれてしまうため、見込み量が実態よりも高くなると考えられます。そのため、両親がフルタイムで就労している家庭を除くこととした結果、27年度の見込み量が補正前に比べて19万368人減少して、35万6,484人となる補正を行っております。</p> <p>続いて、5の「一時預かり事業」のうち、1つ目の「幼稚園在園児対象の一時預かり事業」については特段の補正は行っておりません。</p> <p>続いて、(2)の「幼稚園在園児対象の定期的預かり事業」でございますが、1年に利用する子どもの延べ人数を見込み量の考え方としまして、補正前は3歳～5歳児がいる家庭類型の幼稚園を希望した数に母親の就労日数と推計人口を掛けて算出しています。そのため、地域の一時預かりのニーズと重複して算出されることとなり、見込み量が実態よりも高くなると考えられます。そのため、「幼稚園の長時間預かりを現在利用している」、または「今後の利用希望がある人」を対象として算出することとし、27年度の見込み量は補正前に比べて17万559人減少して、3万9,632人となる補正を行いました。</p>

	<p>次に、(3)番目で、保護者のリフレッシュのために行うその他の一時預かり事業でございます。1年間に利用する子どもの延べ人数の見込み量の考え方として、補正前は0歳～5歳児がいるすべての家庭類型からの一時預かりを利用したい意向の回答率に事業希望日数と推計人口を掛けて算出しています。そのため、「日中に保育園に通っている家庭」や「幼稚園の預かり保育の利用者」も含めて算出されることになりまして、見込み量が実態よりも高くなると考えられます。そのため、両親がフルタイムで就労している、または幼稚園の預かり保育の利用者を除くこととし、27年度の見込み量は補正前に比べて13万8,016人減少し、13万1,604人となる補正を行いました。</p> <p>次に、6番の「病児病後児保育」ですが、こちらは1年間に病児病後児保育を利用する延べ人数の見込み量を考え方としてでございます。補正前は専業主婦がいる家庭を除く0歳～5歳のいる家庭で子どもが病気にかかったときの設問といたしまして、「病児保育を利用したい」「病児保育を利用した」「ファミリーサポートを利用した」「仕方なく子どもだけで留守番させた」の回答率に希望する利用日数と推計人口を掛けて算出していますが、実際、区の病児保育の申し込み後に約6割のキャンセルがあるといったことから、ニーズだけでは見込み量が実態よりも高くなると考えられます。そのため、キャンセル率の実態を踏まえまして、国の手引きにより算出された数値の10分の4を見込み量とすることとし、27年度の見込み量は補正前に比べて1万3,535人減少し、9,023人となる補正を行ってございます。</p> <p>最後に、7番の「子育て援助活動支援事業（小学生を対象としたファミリーサポートセンター事業）」ですが、こちらは1年間にこの事業を利用する延べ人数を見込み量の考え方として、補正前は5歳児のいるすべての家庭から「放課後の過ごし方」のアンケートの中で、ファミリーサポートの希望割合に事業利用希望日数と人口推計を掛け合わせて算出しています。</p> <p>こうした一方で、国の手引きの中では5歳児を対象とした調査では実態よりも高く出ることから、就学児への調査を行っている自治体についてはそれをもとに算出することができるとされています。それを踏まえ、見込み量をより実態に近づけるため、就学児、いわゆる小学生に対して行った調査でファミリーサポートの利用希望から算出をしました。その結果、27年度の見込み量は補正前に比べて1万4,248人減少して、5,668人となっております。</p> <p>なお、この「地域子ども・子育て支援事業」に係る見込みにつきましても、先ほどご説明させていただきました資料6と同様に、新たな人口推計を適用することを含め、本日のご意見等を踏まえて、次回に向けて必要な精査を進めていく考えでございます。</p> <p>私からの説明は以上でございます。</p>
<p>会 長</p>	<p>ご説明ありがとうございました。いずれも平成23年の人口に基づいているということで、新しい人口推計は26年、ことしの7月頃と考えてよろしいのでしょうか。それを踏まえた数値につきましては、次回以降の会議のときにまた議論したいと思います。</p> <p>それでは、1つずつ分けてご質問、ご意見等をお伺いしたいと思います。まずは、資料6の「保育・教育」に係る量の見込みの補正につきましてご意見、ご質問等ございましたらよろしくお願いします。</p> <p>資料6の差替え版を見ていただきまして、こちらのほうも人口は23年</p>

	<p>の区の人口に基づいて推計されております。幼稚園のほうの利用状況につきまして前回よりはアップし、そして、保育園のほうがそれよりは減少しておりますけれども、伸び率を勘案して補正3のところは今落ちついているということになっております。いかがでしょうか。ご質問等ございますでしょうか。補正の考え方等につきましても、何かご不明な点があればご質問をお願いいたします。</p>
委員	<p>補正をすることによって実態に近づいたということだと思わなければならない、単純に気になってしまったのが、2号認定の保育施設、3歳児の補正後、28年度、1,363という数字がありますよね。これはきっと1年たつと29年度に4歳になるということだと思わなければならない、斜め右下におりるわけですよね。これはふえましたと。それで、30年には5歳になりますから、1,379になりますねと。これを見ていると、ふえたり減ったりしているんですよね。補正前はほぼ同じ数字で、ちょっとずつ減っているかなという直線がわかるんですけれども、何でこんなことになってしまうのかなと単純に思ったんですね。これはどう解釈すればいいんでしょうか。</p>
子育て支援課長	<p>補正前につきましては、毎年の歳児別人口にニーズ調査で算出した率を掛けていくという国の考え方でございますので、例えば27年度の人口推計に保育需要率を掛ける、28の人口推計に同じ数を掛ける、29に同じ数を掛けるということで、子どもの数が減っていつているので、保育人口は少しずつ減っていくような形になりますが、保育需要率は一定でございます。</p> <p>ただ、今回私どものほうでは女性の社会進出を踏まえまして、今家庭で子育てされている方も少しずつ保育ニーズが高まるものと思ひまして、そういったところについて若干加えていまして、少しずつふえていつたりしているところでございます。</p>
子ども家庭担当部長	<p>ただいまの委員のご質問ですが、本日の席上で差替版を出させていただいたように、ぎりぎりまで精査に努めてきましたけれども、率直に言ってまだ精査し切れていない部分があります。</p> <p>現時点では0～5歳全体の保育需要で見れば、おおむねこれまでの実態を踏まえた現実的なラインを描いていると思ひているんです。ところが、歳児別だとか、ただ今ご指摘いただいたように、学年進行で上がっていった先の細かい数字についてはまだ精査し切れていないところは率直にあると思ひています。ですから、きょう少し大きな視点でご意見をいただいて、次回に向けてそうした細かい部分の精査をさらに進めてまいります。</p>
会長	<p>それでは、次回、人口推計値が多分変わりますから、そういったところも精査をお願いしたいと思います。</p> <p>いかがでしょうか。</p>
委員	<p>この保育需要のところなんですけれども、これが非常に難しいところだと思わんです。以前、区長もおっしゃっていたように、よくすると他区からの転入があったりとか、そういったところも考慮して、足並みもそろえて他区の補正の状況も見られていると考えていいんですかね。</p>
子育て支援課長	<p>今、どの自治体も作成中でございますので、さまざまな自治体と情報交換をしながら、考え方を合わせながら、情報共有をしてまいりたいと考えてございます。</p>
子ども家庭担当部長	<p>もう1点、ただいまの委員のご意見に関連してなんですけれども、資料6の差替版の右下のグラフですね。先ほどのご説明があったとき、25</p>

	<p>と 26 の保育需要率のポイントの差が 2.5 ポイントアップです。次は 27 年のとき 2.8 ポイントアップ。前年のアップ幅と比較すると、0.3 ポイント伸びているわけですね。それで、27 から 28 以降については、その 0.3 ポイント足し込んで 3.1% ずつ上がるということで見ているんですけども、これが十分かどうかについてはなかなか判断が難しいというのが率直なところですよ。</p> <p>ただ、少なくともこれまでの伸び率の最高値に、なおかつ 0.3 ポイント加えて出しているということからすれば、先ほど委員がご指摘いただいたような、状況も一定程度は踏まえているということは言えると思います。また、本年度策定する支援事業計画は、27 から 31 年度までの 5 年間の計画として策定しますが、計画策定後の社会状況の変化などを踏まえて 2 年後の 29 年度に計画自体を見直すことになっていきますので、そうしたことを通して、情勢変化への的確な対応を図ってまいります。</p>
会 長	<p>ご説明ありがとうございます。いかがでしょうか。ほかにご意見はございますでしょうか。</p> <p>それでは、よろしければ、資料 7 に移らせていただきたいと思います。こちらのほうも見込み量の補正ということで、再度、精査した結果をご報告していただきました。</p> <p>これにつきまして、参考資料 6 の利用可能人数、あるいは実績等も踏まえまして、一つ一つごらんいただきまして、ご質問等がございましたらお願いいたします。</p> <p>これを拝見しますと、現状と合っているところもあれば、さらに補正のほうもまだまだキャパシティが足りていないところもあります。この見込み量は非常に重要かと思っておりますので、もっと精査していただいて、ご意見をお願いいたします。</p> <p>何か事務局のほうで補正等はございますでしょうか。</p>
子ども家庭 担当部長	<p>ちょっと資料の見方というか、幾つかお話し申し上げたいと思います。補正自体が、何も 25 年度の実績に合わせるように補正することが本意ではないので、それは参考に見ていただくということかと思っています。その上で、例えば今、現状と乖離が大きいものの 1 つに、資料 7 の 4 ページ目、6 番の「病児病後児保育」があります。これは、今回、補正後も 27 年度、9,023 人に対して、今、25 年度の実績で言うと、参考資料の 6 の裏面でございますが、2,400 人がサービスのキャパシティということになりまして、相当な乖離がある。</p> <p>ここについては、今後、7 月、次回のときにまたご議論いただくときに確保策も少しお示ししてご議論いただきたいと思いますが、病児病後児については、今、私どもが補助事業として病児保育をやっていますけれども、それだけで当てるのではなくて、例えば先ほど地域型保育事業の基準の素案のところでお示した居宅型、いわゆるベビーシッターですね。こういった事業も病児保育の確保策として充てられると考えておりまして、こうした点も含め、複合的な対応をどう図っていくかを検討していく必要があるのかなと思っています。</p>
会 長	<p>ありがとうございます。いかがでしょうか。</p>
委 員	<p>初歩的な質問で申しわけないんですけども、この見込み量の増減によって事業がどう変わっていくか。こんなことを思っているのは私だけだと思ってしまうんですけども、この見込み量の数がどうこうによって、これ</p>

	<p>がどのようにこれから新事業になっていくのか。幼稚園の場合、平成 27 年度から施設型給付になるかどうかという、移行していきますよね。そうすると、またこの見込みの量がかなり変更してくるような気がするんですね。ですから、現時点でのこの見込みの数字が新制度で始まる事業に対してどのようになっていくのか、この見込み量って何なんですかという初歩的な質問ですみません。</p>
子育て支援課長	<p>実は新制度におきましては、量の見込み量、5年間の事業量を見込んだ上で、各自治体がそれのためのサービスの確保策をつくることになってございます。ですから、見込み量を算出することによって、足りない部分について自治体がどういうサービスを行っていくのか、次の確保策を自治体がつくり、それを計画の中に盛り込んでいくことになってございます。なので、確保策を策定することにつながってまいります。</p>
子ども家庭担当部長	<p>資料7の2ページと3ページに、5番の「一時預かり事業」で(1)「幼稚園在園児対象の一時預かり事業」、(2)は「幼稚園在園児対象の定期的預かり事業」、これは長時間預かりですけれども、今、私立幼稚園では、こういった一時預かり事業などを各園の実情に即して展開していただいています。</p> <p>今後、この見込み量に対する確保策を検討する上では、私立幼稚園の意向を踏まえて盛り込む部分もありますし、そのあたりは、十分に関係する事業者と調整して考えていくことになるかと存じます。</p>
委員	<p>見込み量が少ないと、単純に考えて予算配分が減ってくるのかなという感じがするんですね。一般的な単純な考え方だと思うんですけれども。だから、逆に見込み量が多いほうが予算が回ってきて、そのサービスがより充実していく。だけれども、見込み量が減ってしまうと、そちらに予算が余り回らなくてというような解釈を私はとってしまうんですけれども、そういうことにやはりなりますよね。</p>
子ども家庭担当部長	<p>そこは、当然、必要な量に対して需要を上回る供給の量をきちんと確保策として考えるということですね。いずれにしても、総じて見ていただければ、少なくとも今の25年度の状況と今の見込み量の現時点での補正を見比べていただければ、すぐさま何か予算の縮減につながるような数字にはなっていないということは、現時点で見てとれるかなと思います。</p>
委員	<p>今のお話とつながるかと思うんですが、私どもはつどいの広場の事業と一時預かりをさせていただいている者なんですけれども、地域子育て拠点事業はゆうキッズさんももちろんされているところで、ゆうキッズさんのところと広場とはちょっとまた違うかもしれないのですが、フルタイム就労者を除くという補正をなされたということで、ここ2～3年でも逆にフルタイムで育休中にご利用になる方がかなりふえております。特にそういう方々のほうが深刻な内容が出ていまして、2カ月で行く場所がなくてお子さんを連れてこられるとか、一時預かりに関しても逆に今まで以上に深刻なケースでお預けにいらっしゃる方もいらっしゃいます。ですので、フルタイム就労者というところで、逆にもっと深刻な内容が出てきているという現場のお話もぜひ取り上げていただければと思っております。</p> <p>それと、ここ数年で私どもが非常に数字で困惑したのが応援券事業との兼ね合い。こういった形で5年先まで見通して出しているのであれば、そういった事業の行く末というか、安定性のところもぜひ現場を通してまた早目にお知らせいただかないと、こちらとしても中長期的には見られないかなと思っております。</p>

	<p>広場に関してなんですが、特に数字ではないと思っていますので、内容をもうちょっと精査するところも出てくると思います。先ほどのお話のように、数字が減っているから予算がどうこうとか、そういうところでぜひ現場の声を吸い取っていただけたらと思っています。</p>
会 長	<p>ありがとうございます。非常に重要なご意見だと思います。この後の確保策に関しましては、各事業の現場とやはり丁寧なやりとりをして策定して行ってほしいと思います。</p> <p>ほか、いかがでしょうか。</p> <p>それでは、ただいまの皆さんからのご意見を頂戴いたしまして、今後示される区の最新の人口推計、7月と伺っております。次回に改めてこの見込み量の補正、補正の補正ということになるかもしれませんが、それと確保策と、また次回、大変重要なテーマになりますけれども、検討を確認していくこととしたいと思います。きょうのところはこれでよろしいでしょうか。ありがとうございました。</p> <p>それでは、議題の(3)「今後の想定スケジュール」について事務局からご説明をお願いしたいと思います。</p> <p>資料8、最後の資料になりますので、ご覧ください。</p>
子育て支援課長	<p>では、資料8の「今後の想定スケジュール(案)」についてご説明させていただきます。</p> <p>前回の会議でも同様の資料を配付させていただきましたが、今回、子ども・子育て会議の開催時期について、スケジュールを変更させていただきたいと考えてございます。</p> <p>当初は、計画(案)を9月までに策定し、10月にパブリックコメントの実施を想定しておりましたが、国が定める各基準(案)のおくれや、計画策定のもととなります区の新しい人口推計がまだ未発表であることから、計画(案)を10月末に策定し、12月にパブリックコメントの実施というスケジュールで微調整を図ってまいりたいと考えております。</p> <p>それに伴いまして、9月に開催を予定していた今年度第3回、通算で5回目になります会議を10月に変更するとともに、新たにもう一回会議を追加させていただき、今年度、第5回、通算第7回目の会議を3月ごろに開催させていただくといったことを考えてございますので、よろしくご了承いただきたいと思います。</p> <p>私からは以上でございます。</p>
会 長	<p>ということで、また会議が1回ふえますけれども、よろしくお願ひしたいと思います。よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、次回は、既に日程をお知らせしておりますように、7月31日(木曜日)を予定しております。10月の日程につきましては、事務局によって調整をお願いすることとしたいと思います。日程調査票をまた机上の資料ということで配付させていただいておりますが、見つかりましたでしょうか。こちらの日程調査票は来週の月曜日の26日まで、ちょっと差し迫っておりますけれども、ファクスまたはメールにて事務局宛てにご連絡をお願いしたいと思います。</p> <p>日程につきましてはよろしいでしょうか。</p> <p>それでは、そのほか何かございますでしょうか。また、お送りさせていただきました資料の中に、「保育園ふやし隊@杉並」からの意見書というものもあったと思います。大変参考になる意見が書かれておまして、子育てをしている保護者の方々の非常に真摯な意見がたくさん入っておりますので、ぜひお読みいただきたいと思います。今回の新制度では保</p>

	<p>育が非常に多様な形態になって、日本もいよいよそういうところに踏み出していくわけですが、小規模型もありますし、従来どおりの施設型もあって非常に多様な形態になるんですけれども、その形態によって子どもたちに格差が起きないように、どの形態であっても質が確保されるようにということを書かせていただいています、私も非常に共感するところがございますので、そのあたりをまた次回以降に議論を深めていきたいと思えます。</p> <p>では、ほかに何かございますか。</p>
委員	<p>すみません。わからないことがあるので。今、私立保育園とか、保育園に入っている保護者の方の新たな給付の手続きとか、そういったことがいつからというのが自分としては気になるところで、自動的に今のが区のほうに移行するのか、保護者のどれだけの負担料というか、そういったことが多分保護者がまだわかっていないかなと思うんです。これから保護者には告知を丁寧にしていくということだと思えるんですけれども。</p> <p>そういったことと、実際、27年度、消費税が秋に上がることが決定して、27年度からこの制度が始まるのかなと思っているんです。今は何とも言えないと思うんですけれども、そういったところと、あと今回の制度が介護保険制度導入のときと同じような感じだという人の意見も聞いたりするんです。そのときも多少の混乱はあったけれども、切りかえができたということで、介護保険制度が変わったときのトラブルというか、そういったことで何か参考になることをもし知っていたら教えてもらえるとありがたいかなと思います。</p>
保育課長	<p>今、いろいろな項目でご指摘、また、保護者や事業者の方の声を代弁していただいたものと思っています。</p> <p>まず、保育所や幼稚園を現在ご利用中の方に対してきちんとこの制度の説明といったものがないでいる。それは、先ほど認定の基準が国から示されていないといったところからも、なかなか正確なお伝えできない状況にあります。また、実際に事業に係る費用の積算根拠となる公定価格というものがまだ国のほうでは議論されており、その公定価格の議論の中で、利用者負担をどのようにするかといったところも、ここは応能負担の考え方でいくというのが今議論としてはされていますが、具体的な額をどれぐらいに設定するかといったところは、まだこれからになります。</p> <p>そうした未確定の部分が多々ある中で、そうは言いますが、来年4月施行予定ということで時間は迫ってまいりますので、そうしたことも今後、ご利用中の方、また、これからご利用になられる区民の方を含めてきちんと周知をしていくことが大事だと思っております。区としましては、来月、この基準（案）についてのパブリックコメントを実施いたしますが、これだけでは伝わらないと思っていますので、制度の概要も含めてきちんと区民の方に周知をしていく。また、事業者の方にもきちんとお知らせをしていくということを含めて行いながら、制度の開始に向けて今後取り組んでいきたいと思っております。</p>
委員	<p>今の周知というお話なんですけれども、こちらのスケジュールに、7月は「区広報等による新制度の周知」と書いてあって、10月は「区広報、HP等による周知」、「説明会の開催」と書いてあるんですが、区広報以外での周知というのは何を考えなんでしょうか。</p>

<p>子ども家庭 担当部長</p>	<p>まず、6月の時点では、区民の皆様には新制度のあらましをおつかみいただくための広報記事を、ホームページへの掲載を含めて考えています。その後、支援事業計画(案)のパブリックコメントをする段階では説明会等を開催して、計画案の説明と併せて、新制度に係る説明もしていきたいというのが2つ目です。</p> <p>3つ目は、秋以降、新しい認定を始めとした手続きが始まりますので、その前に区独自のリーフレットを作成して、広く配布したり、様々な場でご説明していきたいと思っています。このリーフレットの作成に当たっては、委員の皆様にもご意見をいただいて、より良いものにしていきたいと考えています。</p>
<p>委員</p>	<p>やはり一部の人だけが知っているとか、例えば区報を読む方は子育て世代の方は余りいらっしやらないと思うんですね。なので、本当に満遍なく皆さんにいき渡るように。保育にとっても興味があって、その情報をとろうとしている方だけではなくて、いろいろな方がいらっしやって、また、この制度を知ることによって全然生活が変わると思うので、ぜひ満遍なく周知できるようにしていただければと思います。</p>
<p>委員</p>	<p>この子育ての会議の資料、できれば1週間前位までに送っていただきたいと思います。じゃないと、ちょっと読み切れなくて、質問も出せないような感じになってしまうので。区の方も頑張っていていてくれると思うんですけども、ぜひよろしく願いいたします。</p>
<p>会長</p>	<p>ありがとうございます。公定価格とか、認定の問題がおくれているのが大きな問題ですので、その辺は利用者も、また事業者も困りますので、国のほうにぜひ早くするようにまた言っていただきたいと思います。資料の件もぜひよろしく願いいたします。</p> <p>では、今回、本当に短い時間にたくさんの資料をお読みいただきありがとうございました。また何か追加の意見等ございましたら、1週間うちぐらいに事務局のほうにメール、お電話等でお伝えいただければと思います。</p> <p>それでは、本日はこれでちょうど時間になりましたので、終わりにしたいと思います。お疲れさまでございました。</p>